

教育委員会採用の職員の再採用選考に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市職員の任用等に関する規則（昭和63年規則第20号）第4条第1号及び第3号の規定により、かつて職員であった者（採用に関し教育委員会が任命権者であった者に限る。）で、育児、介護及び転居等を理由にやむを得ず退職した者の採用（以下「再採用」という。）に係る選考（以下「再採用選考」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 再採用選考の対象者は、育児、介護及び転居その他教育委員会が定める理由により船橋市職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び会計年度任用職員を除く。以下同じ。）を退職した者で、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 船橋市職員としての勤務経験を3年以上有すること（ただし、育児休業、介護休暇、休職等の期間は勤務経験から除く。）
- (2) 船橋市職員退職後、再採用されるまでに、15年を経過していないこと
- (3) 再採用日時点で、59歳以下であること
- (4) 同一年度内に、本要綱に基づく選考を受けていないこと

(再採用選考の基準)

第3条 再採用選考の基準は、次のとおりとする。

- (1) 再採用選考の対象となる職が、法令により資格、免許を必要とするものにあつては、必要とする資格、免許を有していること
- (2) 再採用選考の対象となる職が、法令による資格、免許を必要としないが、特殊の技術、技能を必要とするものにあつては、必要とする技術、技能を有していること
- (3) 再採用選考の対象となる職の職務の遂行に必要とする知識、技術及びその他の能力を有していること
- (4) 再採用選考の対象となる職の職務の遂行に必要な体力を有していること

(再採用選考の申込み)

第4条 再採用選考の申込みは、第2条に定める対象者が、「船橋市職員再採用選考申込書」を教育委員会に提出することにより行う。

なお、教育委員会は、必要があると認める場合は、育児、介護及び転居等を理由にやむを得ず退職したことを証明する書類の提出を求めることができる。

(再採用選考の方法)

第5条 再採用選考の方法は、次の各号のとおりとし、それぞれの結果を総合的に判断し、合否を決定する。

(1) 書類審査

(2) 個別面接

(3) 船橋市職員退職前在職時の勤務成績

(再採用の時期)

第6条 再採用の時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、欠員等の状況によっては、この限りではない。

(再採用時の職種)

第7条 再採用時の職種は、原則として退職時と同一の職種とする。

(再採用者に適用される職務の級)

第8条 再採用者に適用される職務の級は、原則として退職時と同等以下とし、選考結果を踏まえて決定する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日等)

この要綱は令和7年1月15日から施行する。ただし、同日前に退職した者についても適用する。